

○ 高齢者講習等の運用について（通達）

〔平成29年3月8日運免甲達第11号〕
〔石川県警察本部長から部課署長あて〕

対号 平成26年5月28日付け運免甲達第1004号「高齢者講習等の運用について（通達）」

高齢者講習、チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習並びに認知機能検査（以下「高齢者講習等」という。）の運用については、対号に基づき実施してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）により、高齢者講習が従前より高度化又は合理化され平成29年3月12日から施行されることとなったことから、所要の改正を行い、高齢者講習等について下記のとおり実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

また、対号は平成29年9月12日をもって廃止する。

なお、運転免許証の更新期間の満了する日が平成29年9月11日以前である者に対する高齢者講習については、改正法施行後であっても対号により運用することとする。

記

1 高齢者講習

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第12号に掲げる講習

(1) 受講対象者及び受講期間

ア 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者

更新期間が満了する日前6月以内

イ 特定失効者（法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいう。以下同じ。）で免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者

免許申請書を提出した日前1年以内

ウ 特定取消処分者（法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいう。以下同じ。）で免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の者
免許申請書を提出した日前1年以内

エ 法第101条の7第4項の規定に基づく臨時高齢者講習の通知を受けた者
通知を受けた日の翌日から起算して1月以内

(2) 講習内容

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第12項第2号の表の1の項の第1欄及び同表の2の項の第1欄に定める講習（以下「75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習」という。）、同表の3の項の第1欄に定める講習（以下「75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習」という。）及び同表の4の項の第1欄に定める講習（以下「臨時高齢者講習」という。）に区分して行うものとする。

なお、それぞれの講習は、合同で実施できるものとする。

ア 75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習

講習内容は、別表第1「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習）に準拠して行うものとする。

なお、本講習は単に「合理化講習」と呼称することができるものとする。

イ 75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習

講習内容は、別表第2「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習）に準拠して行うものとする。

なお、本講習は単に「高度化講習」と呼称することができるものとする。

ウ 臨時高齢者講習

講習内容は、別表第3「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（臨時高齢者講習）に準拠して行うものとする。

(3) 高齢者講習終了証明書

高齢者講習を終了した者に対して、高齢者講習終了証明書（石川県道路交通に関する講習実施規程（昭和47年石川県公安委員会規程第4号。以下「講習規程」という。）別記様式第7の3）を交付するものとする。

なお、同終了証明書については、高齢者講習を終了した者から忘失等の申出があったときに、再交付できるものとする。

(4) 臨時高齢者講習の撤回

前記(1)エに規定する臨時高齢者講習の通知については、当該臨時高齢者講習の受講者に該当しないことが判明したときに、通知を撤回することができるものとする。

2 チャレンジ講習

コースにおける自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについての確認を行うための講習

(1) 対象者及び受講期間

ア 普通自動車を運転することができる免許を保有する者で、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者

高齢者講習受講可能期間の6月前から

イ 普通自動車を運転することができる免許を保有する者で、更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者（認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。以下同じ。）の結果について、府令第29条の3第1項の式により算出した数値が76以上である者に限る。）

更新期間が満了する日前6月以内

(2) 講習内容

講習内容は別表第4「チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」に準拠して行うものとする。

実車走行の課題は、別添1「チャレンジ講習実車走行実施基準」に準拠したものとし、一般課題及び特別課題について別添2「チャレンジ講習実車走行減点適用基準」に基づき評価を行うものとする。

(3) チャレンジ講習受講結果確認書

一般課題及び特別課題の減点数の合計を100点から減じた点数が70点以上の者に対して、チャレンジ講習受講結果確認書（講習規程別記様式第15の2）を交付するものとする。

なお、同受講結果確認書については、チャレンジ講習において確認を受けた者から忘失等の申出があったときに、再交付できるものとする。

3 特定任意高齢者講習

運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第2条第1項第1号の表の1の項の区分欄に掲げる講習及び第2条第1項第2号の表の1の項の区分欄に掲げる講習

(1) 対象者及び受講期間

ア 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者

チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた日から起算して6月以内

イ 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者

更新期間が満了する日前6月以内

(2) 講習内容

講習内容は別表第5「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（簡易講習）に準拠して行うものとする。

(3) 特定任意高齢者講習終了証明書

特定任意高齢者講習を終了した者に対して、特定任意高齢者講習終了証明書（講習規程別記様式第15の3）を交付するものとする。

なお、同終了証明書については、特定任意高齢者講習を終了した者から忘失等の申出があったときに、再交付できるものとする。

4 認知機能検査

(1) 受検対象者及び受検期間

ア 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者

更新期間が満了する日前6月以内

イ 特定失効者で免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者

免許申請書を提出した日前1年以内

ウ 特定取消処分者で免許申請書を提出した日における年齢が75歳以上の者

免許申請書を提出した日前1年以内

エ 法第101条の7第1項の規定に基づく臨時認知機能検査の通知を受けた者

通知を受けた日の翌日から起算して1月以内

(2) 認知機能検査の実施区分

認知機能検査と臨時認知機能検査に区分して行うこと。

なお、認知機能検査と臨時認知機能検査は合同で実施できるものとする。

(3) 認知機能検査の方法

認知機能検査は、次の方法により行うものとする。（府令第26条の3）

ア 認知機能検査を行っている時の年月日、曜日及び時刻を記述させること。

イ 16の物の図画を当該物の名称及び分類とともに示した時点から一定の時間が経過した後当該物の名称を記述させること。

ウ 時計文字盤を描かせた後に、指示した時刻を時針及び分針により表示させること。

(4) 認知機能検査の結果判定の区分

認知機能検査の結果に応じて、

○ 記憶力・判断力に心配ありません。

総合点が76点以上

- 記憶力・判断力が少し低くなっています。

総合点が49点以上76点未満

- 記憶力・判断力が低くなっています。

総合点が49点未満

に区分し、総合点に応じて、認知機能検査結果通知書（講習規程別記様式第18から別記様式第18の3まで）を交付するものとする。

なお、同結果通知書については、認知機能検査の受検者から忘失等の申出があったときに、再交付できるものとする。

また、判定の結果、区分に変更が生じたときは、受検者に変更の通知をすることができるものとする。

(5) 臨時認知機能検査の撤回

前記(1)エに規定する臨時認知機能検査の通知については、当該臨時認知機能検査の受検者に該当しないことが判明したときに、通知を撤回するものとする。

5 高齢者講習等の実施場所

高齢者講習等は、県内の指定自動車教習所又は運転免許センターで実施するものとする。

6 高齢者講習等の通知

- (1) 更新期間が満了する日における年齢が70歳以上75歳未満の者に、免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に高齢者講習を受けていなければならないこと及び当該講習を受講できる期間、場所等を記載した書面を送付するものとする。
- (2) 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者に、前記(1)の事項に加えて、免許証の更新を受けようとするときは、更新期間が満了する日前6月以内に認知機能検査を受けていなければならないこと及び当該認知機能検査を受けることができる期間、場所等その他認知機能検査に関する事項を記載した書面を送付するものとする。
- (3) 臨時認知機能検査の通知は、臨時認知検査通知書（石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「施行細則」という。）別記様式第12の7）により行うものとする。
- (4) 臨時高齢者講習の通知は、臨時高齢者講習通知書（施行細則別記様式第12の

8) により行うものとする。

7 施行日

平成29年3月12日

別表第1（1関係）

「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳未満及び75歳以上（第3分類）の講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。 	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。 	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。 	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 ○ 必要に応じて、記録した映像を確認しながら、指導を行うこと。 	60分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4までの受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第2（1関係）

「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（75歳以上（第1分類及び第2分類）の講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等	○ 地域の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	30分
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり、違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。 加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識		○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。	
4 運転適性についての指導①	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分
5 運転適性についての指導②	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、認知機能検査の結果に基づき、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。	60分
6 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導等	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	○ 個人指導は一人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や地域の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、1から4まで及び6の受講とし、講習時間は120分とする。)				180分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第3（1関係）

「高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（臨時高齢者講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	講習時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			60分
1 運転適性についての指導	(1) 実車による指導	実車による指導 教本、自動車等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実車を運転させ、講習指導員が同乗するなどして、身体機能の変化に基づく運転行動、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を診断し、その結果に基づく指導を行う。 ○ 指導に当たっては、安全運転の心構え、シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用についても指導する。 ○ ドライブレコーダー等の録画記録装置を車両等に設置して運転状況を記録すること。 	
2 総合的な安全指導	(1) 運転行動に関する個別具体的な指導	個人指導 実車による指導の状況を記録した映像、教本等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個人指導は一人当たり30分以上とし、個別面接の方式により、個々具体的な運転行動等について説明する。 ○ 実車による指導の状況を記録した映像等を活用し、認知機能を含む身体機能の変化に基づく運転行動や、事故や違反に結びつく危険な運転個癖等を客観的に認識させ、個々具体的に指摘・指導を行う。 ○ 講習全般における受講状況等を踏まえ、安全運転に関する指導を行うとともに、代替移動手段や地域の実態に応じた高齢者支援制度等の教示を行う。 	30分
	(1) 身体機能の低下が運転に及ぼす影響等 (2) 危険予測と回避方法等	映像教養 視聴覚教材等	<ul style="list-style-type: none"> ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。 	30分
講習時間合計 (小特のみ保有者は、2の受講とし、講習時間は60分とする。)				120分

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別表第4 (2関係)

「チャレンジ講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			
1 事前説明	講習の趣旨及び講習の内容の説明	○ 講習室等において実施する。 ○ コース図を配布する。	○ 次の事項を説明する。 ・ 講習はテストではなく、自分の運転能力を知ってもらうことが目的であり、実車走行の評価によって運転免許を取り上げたりするものではない旨 ・ 実車走行を行う前に講習指導員の運転する車両に同乗して模範走行を見てもらうので、良く見てほしい旨 ・ 一般課題の内容は、指定した走行順路を走行し、正確な法令履行及び運転操作によって、安全かつ円滑な走行ができるかについて評価を行う旨 ・ 特別課題の内容は、等間隔に設置されたパイロンをスラローム走行するもので、的確な認知・判断と適切なハンドル操作、速度調節及び運転姿勢等が求められるものであり、走行時間（基準タイム14秒）及びパイロン接触の有無が評価の対象となる旨 ・ 参考課題の内容は、時速40キロを維持し、指導員の合図により急ブレーキをかけて停止するものであり、評価の対象ではない旨 ・ 実車走行終了後、担当した講習指導員がチャレンジ講習アドバイスカードを交付するので、今後の安全運転に役立ててほしい旨 ・ 実車走行による運転内容が、加齢に伴って生ずる身体機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしていないと評価された場合には、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する旨	5分
2 模範走行	一般課題、特別課題及び参考課題の模範走行	受講者3名(1グループ)を車両に同乗させて行う。	○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○ 一般課題について模範走行を行う。 ・ 走行しながら走行順路を説明する。 ・ 安全確認、一時停止、進路変更等について分かりやすく説明する。 ○ 特別課題について模範走行を行う。 ・ 基準タイム程度で走行する。 ○ 参考課題について模範走行を行う。 ・ とっさの時に強くブレーキを踏むことの大切さとその方法等について説明する。	10分
3 実車走行	一般課題、特別課題及び参考課題の実車走行	受講者1名ずつ実車走行を実施し、他の受講者は控え室等で待機する。	○ 一般課題、特別課題、参考課題の順で実施する。 ○ 走行中の受講者が運転に余裕が持てるよう走行順路について適宜適切に教示を行う。 ○ 受講者の運転の評価についての必要事項をチャレンジ講習評価票に記載する。 ○ 個々の受講者の実車走行終了後に安全運転を行う上でのアドバイスを行うとともに、その内容をチャレンジ講習アドバイスカードに記載して交付する。	一人当たり 10分
4 講評等	実車走行の結果について講評	講習室等において行う。	○ 実車走行結果についての講評と、今後の安全運転を行う上での注意点や参考となる事項を説明する。	
5 チャレンジ講習受講結果確認書の交付	○ チャレンジ講習受講結果確認書の交付 ○ 今後の手続等についての説明		○ 実車走行の評価が70点以上の者に対し、チャレンジ講習受講結果確認書を交付する。 ○ 運転免許証の更新を行う上での今後の手続や流れ等について説明する。	5分

別表第5（3関係）

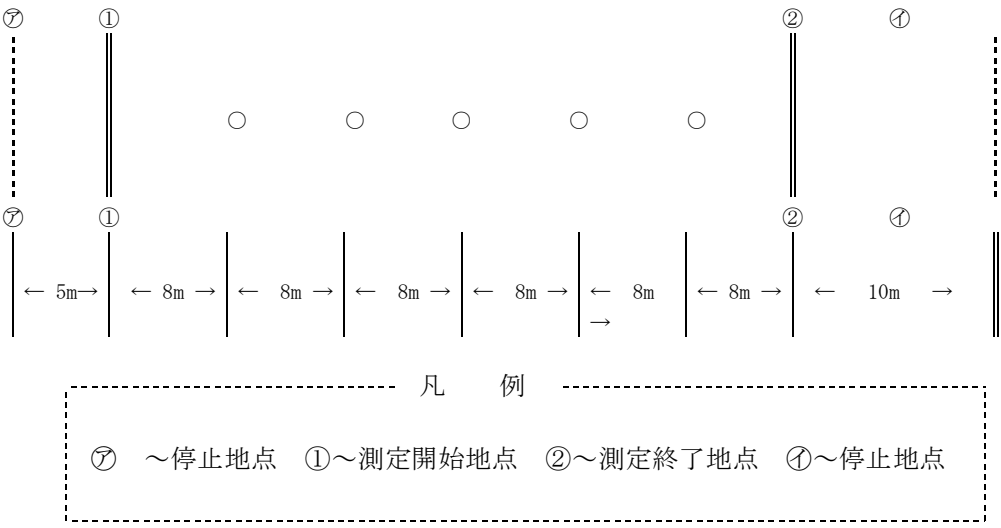
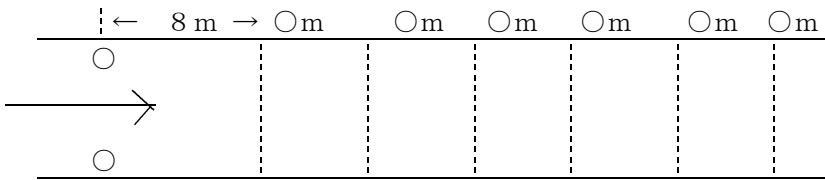
「特定任意高齢者講習の講習科目及び時間割り等に関する細目」（簡易講習）

講習科目	講習細目	講習方法	留意事項	時間
	開講 講師の自己紹介 受講者の点呼 講習概要及び日程の説明 受講者の心得の説明			30分以上
1 道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における車社会の実態 (2) 交通事故の特徴 (3) 申請取消制度や各種支援制度	双方向型講義 教本、視聴覚教材等 運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 地域の実態に応じて、交通事故、渋滞、交通公害、違法駐車、暴走行為等について重点的に説明する。 ○ 地域における事故多発路線、時間帯、事故類型、原因等について、四輪車事故及び二輪車事故の特徴を捉えて資料化し、事故事例と併せて説明する。 ○ 申請取消制度や地域の実態に応じた高齢者支援制度等を説明する。	
2 運転者の心構えと義務	(1) 安全運転の心構え (2) シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用 (3) 交通事故を起こした加害者の責任 (4) 交通事故を起こした運転者の義務 (5) 負傷者の救護措置		○ 運転者には、交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務のあることを指導する。 ○ シートベルト、ヘルメット、プロテクターの着用に関し、その必要性と効果について事例等を用いて説明し、着用が習慣づけられるよう指導する。 ○ 交通事故を起こしたり違反行為をした場合には、当然それに相応する社会的な非難を受け、責任を問われることを説明する。加害者の刑事上、民事上、行政上の責任について、裁判例、点数制度等により説明して、認識させる。 ○ 警察官に対する報告義務と通報要領及び事故の再発防止義務について説明する。 ○ 救急車が到着するまでの間における負傷者への応急救護処置等について説明する。	
3 安全運転の知識	(1) 安全運転の基礎知識 (2) 最近において改正が行われた道路交通法令の知識 (3) 危険予測と回避方法等		○ DVD等の視聴覚教材を活用し、認知機能を含む身体的機能の変化について自覚させ、安全運転、運転特性等についての理解を深めさせる。 ○ 75歳以上の者に対して行われる認知機能検査とその後の手続について説明する。 ○ 受講者の前回の更新後において改正された道路交通法令のうち、運転者に必要な事項の要点を説明する。 ○ DVD等の視聴覚教材を活用し、高齢運転者に典型的な事故事例、歩行者等の保護、追越し、交差点通行、夜間走行、高速道路通行等に関する具体的危険場面を示して、事故原因となる危険行為、危険予測と回避方法等について理解させる。	
4 運転適性についての指導	(1) 運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による指導 教本、運転適性検査器材等	○ 運転適性検査器材により実施し（夜間視力及び視野の検査）、結果に基づいて安全運転の心構えを指導する。	30分以上
講習時間合計				60分以上

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。

別添1 (2関係)

チャレンジ講習実車走行実施基準

課題種別	課題内容等	回数	
一般課題	周回コース及び幹線コースの走行	2回以上	
	周回カーブ	1回以上	
	指定場所における一時停止	1回以上	
	交差点の通行	右折	1回以上
		左折	1回以上
		信号通過	1回以上
	横断歩道の通過	1回以上	
曲線コースの通過	1回(中)		
屈折コースの通過	1回(中)		
特別課題	<p>【コース設定例】</p>  <p>凡 例</p> <p>㊦ ~ 停止地点 ① ~ 測定開始地点 ② ~ 測定終了地点 ㊤ ~ 停止地点</p>	2回	
	<p>【実施要領】</p> <p>(1) 停止地点㊦で一旦停止をした後にスタートして、測定開始地点①から測定終了地点②までの5本の障害物(パイロン)の間を、順にS字状に通過し、停止地点㊤に停止する。</p> <p>(2) 最初の障害物の進行方向は、自由選択とする。</p> <p>(3) 自動車の前部が測定開始地点を通過してから測定終了地点を通過するまでの走行時間を測定する。</p>		
参考課題	<p>【コース設定例】</p>  <p>合図地点</p> <p>※ 路面は又は道路左側縁石等に合図開始地点から停止地点までの距離を示す数値を1m間隔で表示する。</p> <p>【実施要領】</p> <p>(1) 時速40kmで走行中、合図地点において指導員の合図で急ブレーキをかけ停止させる。</p> <p>(2) 速度については、指導員が適宜読み上げる。</p>	2回	
	総走行距離(参考課題を除く。)	1,200m	

別添2（2関係）

チャレンジ講習実車走行減点適用基準

減点細目		適用事項		減点数
安全不確認	発進	出発点を含み、路端に停止後、発進をする際に必要な確認をしない場合		10点
	後退	後退する直前に後退する方向及び場所の安全を確認をしない場合		
	周囲	後退中に、車両の側方や、後退する方向の安全を確認しない場合		
	巻き込み	左折する直前に、車両の左側方の安全を確認しない場合		
	変更	進路を変えようとする側の側方と後方の安全を確認しない場合		
	交差点	交差点内の通行に関する歩行者や車両に対する安全を確認しない場合		
	後方	走行中にバックミラーによる後方の確認を全くしない場合		
	脇見	走行中に脇見をし、進行方向の安全を確認しない場合		
	降車	降車時ドアを開けようとする直前に、後方の確認をしない場合		
危険行為	制動	補助ブレーキ	走行中危険を回避するため指導員がブレーキを操作した場合	30点
		操向	通過不能	
	補助ハンドル		走行中危険を回避するため指導員がハンドル操作した場合	
	車体感覚	脱輪大	縁石に車輪を乗り上げ又はコースから車輪が逸脱した地点から1.5m以上進行した場合	
		接触大	コースに設置した障害物に接触（障害物が動かない場合を除く。）、又は歩行者、車両等や建造物等に接触するおそれがある場合	
		安全間隔	歩行者又は軽車両の側方を通過する場合に十分な間隔を保たない場合又は間隔が保てない場合に徐行しようとしめない場合	
	通行区分	右側通行	道路の中央部分から右にはみだして通行した場合（法令の除外規定に該当する場合を除く。）	
	直進右左折	信号無視	赤、黄色信号が表示された場合に、法令に定められた停止位置で停止しない場合又は車体の一部が越えて停止した場合	
		通行妨害	車両等の進行を妨害した場合	
		一時不停止	道路標識等による一時停止の指定場所で、停止線を越えて停止又は手前で停止しない場合	
歩行者保護	横断歩道	横断歩道の手前おおむね5mに到達することになり、かつ、歩行者が横断歩道に立ち入ることが予測される場合に、横断歩道の手前で停止しない場合		
パイロスラローム	走行時間測定区間における走行時間が基準時間（路面乾燥時14秒、路面湿潤時15秒）を超過した場合（走行は2回行い、成績の良い方を採用する。） 通過時間は、小数点以下を切り上げるものとする。		1秒超過ごとに3点	
	設置したパイロンに接触した場合（障害物が動かない場合を除く。）		30点	